



栃木県公報

令和6(2024)年
12月29日(日)
号外
第76号

目次

告示

○家畜等移動禁止区域の指定..... 1

告示

栃木県告示第592号

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため、栃木県家畜伝染病まん延防止規則（昭和29年栃木県規則第27号）第5条の規定により他の区域への移動を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定する。

令和6(2024)年12月29日

栃木県知事 福田 富一

1 禁止家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

2 他の区域への移動を禁止する区域

次の図のとおりとする。

3 禁止する期間

令和6(2024)年12月29日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県農政部畜産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

（畜産振興課）